

《参考資料》申請額早見表

第3号様式の申請額の欄に記載すべき金額は下表の「申請額」とおりです。申請額に誤りがないようにしてください。

対象経費 <sup>※6</sup>	サービス種類	対象区分	補助基本額	申請額
光熱費	居宅介護支援 訪問介護 訪問リハビリテーション 訪問看護 訪問入浴介護	※1	3,000円	3,000円
	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 <sup>※2</sup>	入浴なし	5,000円	5,000円
		入浴あり	5,000円	5,000円
	通所介護 通所リハビリテーション	通常規模型 <sup>※3</sup>	15,000円	15,000円
		大規模型 <sup>※3</sup>	16,000円	16,000円
	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護 <sup>※4</sup>		20,000円	20,000円
	認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院	29人以下 <sup>※5</sup>	44,000円	44,000円
		30～100人 <sup>※5</sup>	71,000円	71,000円
		101～130人 <sup>※5</sup>	169,000円	169,000円
		131～200人 <sup>※5</sup>	308,000円	308,000円
		201人以上 <sup>※5</sup>	446,000円	446,000円

※1 当該対象区分に含まれる事業を同一建物内で複数実施している場合、当該対象区分における補助基本額は、実施している事業の数に関わらず、3,000円を上限とする。

※2 共用型の認知症対応型通所介護は除く。

※3 令和6年度の介護報酬算定の規模区分による。

※4 空床利用型の短期入所生活介護は除く。

※5 介護施設等の定員数とする。

※6 対象経費の支出がない介護施設等は補助対象外とする。

① 令和6年5月31日以前から事業を開始している事業所または、令和6年6月1日以降に事業を開始した事業所の場合の計算方法

※令和6年7月1日から7月31日の期間に事業実施していない介護施設等は補助対象外。

【計算式】

$$\text{（補助基本額）} \times 10/10$$

【例】

令和6年6月1日から事業実施した居宅介護支援の場合

$$3,000\text{円} \times 10/10 = 3,000\text{円}$$

→申請額は3,000円

② 令和6年6月2日以降に事業を開始した事業所の場合の計算方法

※令和6年7月1日から7月31日の期間に事業実施していない介護施設等は補助対象外。

【計算式】

$$\text{（補助基本額）} \div 2$$

【例】

令和6年6月2日から事業実施した居宅介護支援の場合

$$3,000 \div 2 = 1,500\text{円}$$

→申請額は1,500円

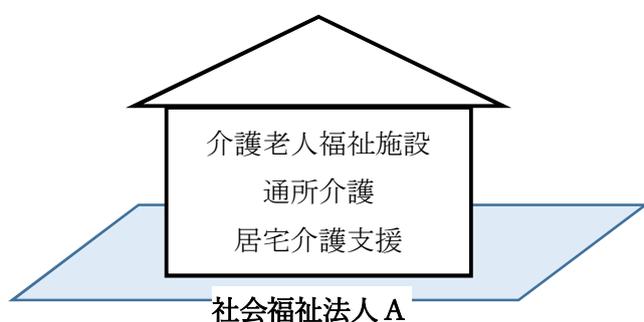
※令和6年6月の事業実績はひと月に満たないため、切り捨て。したがって、令和6年6月～7月までの事業実施月数は、1か月のため、補助基本額の1/2を補助する。

③ 令和6年8月1日以降に事業を開始した事業所の場合 **【交付対象外】**

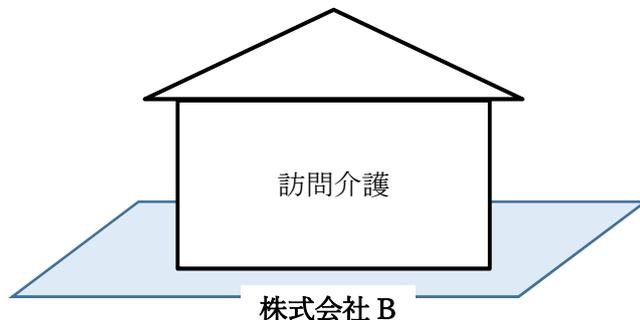
※交付要綱第3条に基づき、令和6年7月1日から7月31日の期間に事業実施していないため、交付対象にはなりません。

## パターン①

同一建物で要綱別表3の※1のサービスを1つのみ実施している場合



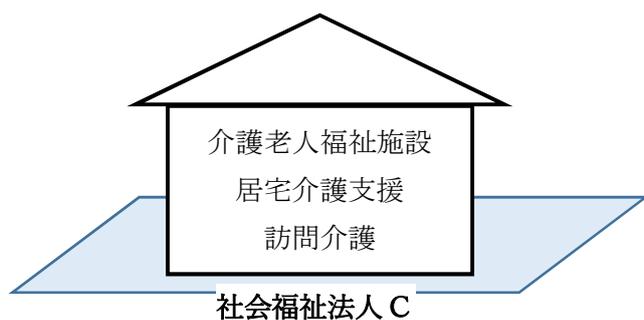
社会福祉法人 A の場合  
→補助対象サービスは、  
・介護老人福祉施設  
・通所介護  
・居宅介護支援



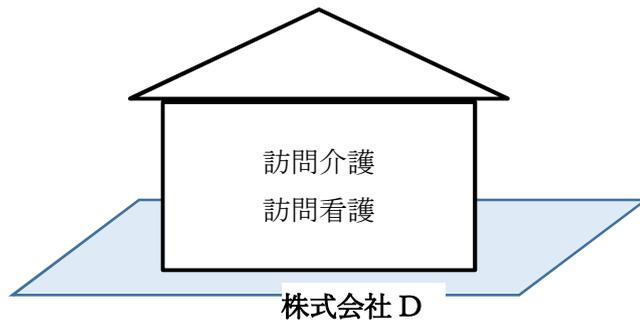
株式会社 B の場合  
→補助対象サービスは、  
・訪問介護

## パターン②

同一建物で要綱別表3の※1のサービスを複数実施している場合



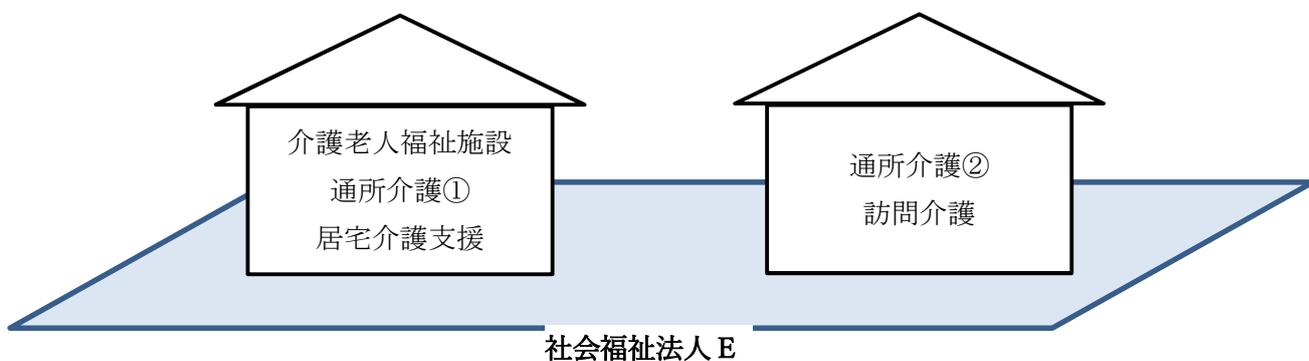
社会福祉法人 C の場合  
→補助対象サービスは、  
・介護老人福祉施設  
・居宅介護支援 **及び** 訪問介護で  
1事業分（申請額は3,000円）



株式会社 D の場合  
→補助対象サービスは、  
・訪問介護 **及び** 訪問看護で  
1事業分（申請額は3,000円）

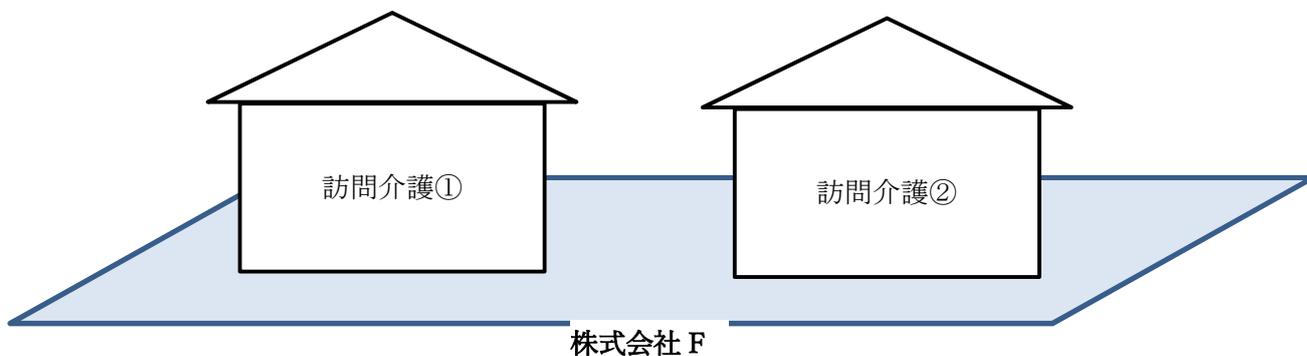
### パターン③

複数の建物でサービスを実施しているが、同一建物で実施している要綱別表3の※1のサービスはそれぞれ1つのみ場合



社会福祉法人 E の場合→補助対象サービスは、

- ・介護老人福祉施設
- ・通所介護①
- ・居宅介護支援
- ・通所介護②
- ・訪問介護

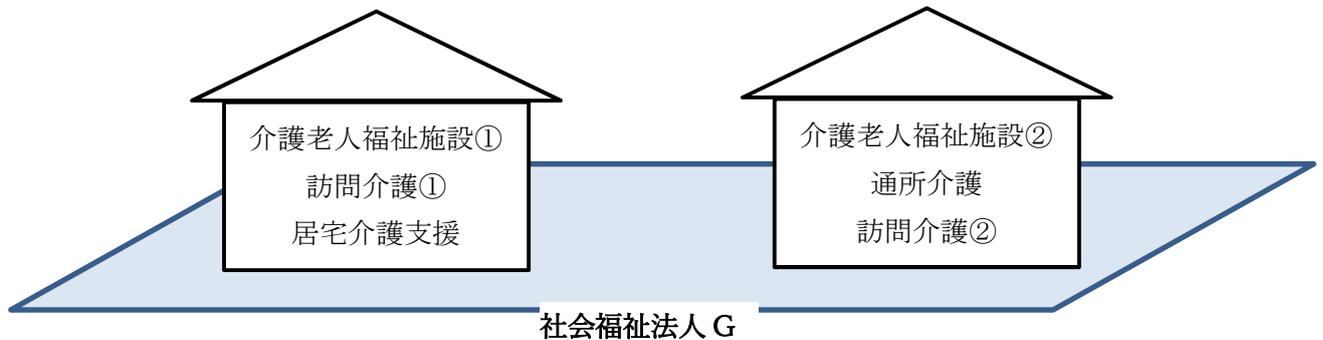


株式会社 F の場合→補助対象サービスは、

- ・訪問介護①
- ・訪問介護②

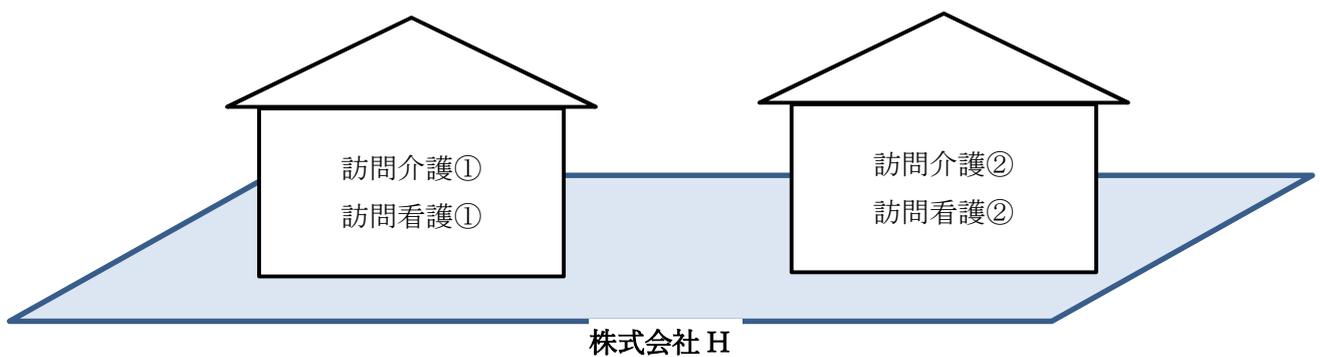
#### パターン④

複数の建物でサービスを実施しており、同一建物で**複数**実施している要綱別表3の※1のサービスがある場合



社会福祉法人 G の場合→補助対象サービスは、

- ・介護老人福祉施設①
- ・訪問介護①**及び**居宅介護支援で **1事業分（申請額は3,000円）**
- ・介護老人福祉施設②
- ・通所介護
- ・訪問介護②



株式会社 H の場合→補助対象サービスは、

- ・訪問介護①**及び**訪問看護①で **1事業分（申請額は3,000円）**
- ・訪問介護②**及び**訪問看護②で **1事業分（申請額は3,000円）**